平成２９年（フ）第１１号
新潟県佐渡市両津福浦２丁目258番地１
破産者　柴田　　茂
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
岐阜市野一色８丁目９番８号
破産者　岩佐　明彦
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４００号
岐阜市河渡４丁目118番地１（Ａ・Ｏ　Ｓｑｕａｒｅ Ｂ－105)、前住所岐阜県大垣市稲葉西２丁目５番地
破産者　山崎　陽平
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１号
静岡県藤枝市高柳１丁目６－16　エステート高柳302号、開始決定時の住所静岡県藤枝市田沼１丁目１番15－505号　エンブル・シティ藤枝
破産者　山本　　靖
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７７号
静岡県伊豆市松ケ瀬36番地の１
破産者　梅原　玲子
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
静岡県沼津市原1194番地の１　カーサＵ３－Ｆ
破産者　山口　　徹
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
静岡県富士市水戸島元町13番８－901号　ディアステージ富士
破産者　寺田　博美
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５１０号
京都市北区上賀茂藤ノ木町13番地１、前住所京都市北区上賀茂藤ノ木町33番地６
破産者　桑原　真広
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５２９号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1483
破産者　白倉　洋司
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７５４号
京都市伏見区納所北城堀37番地22、開始決定時の住所京都市伏見区納所北城堀41番地21
破産者　尾崎　敏生
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
京都市伏見区納所北城堀37番地22、開始決定時の住所京都市伏見区納所北城堀41番地21
破産者　尾崎　智美
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１００６号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町17番地８　ダイヤ・パール311
破産者　安藤　　望
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５５号
京都府長岡京市開田１丁目10番15号　シェモア19　302
破産者　島本　　隆
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５８号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　12棟106号
破産者　加治　光敏
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４９号
京都市西京区川島北裏町74番地　メイゾン桂東　303
破産者　下津　陽子
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６７号
東京都大田区西糀谷２丁目22番16－605号、前住所東京都大田区蒲田５丁目５番７－301号
破産者　川瀬　裕司
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８２号
京都市中京区二条通室町東入東玉屋町486番地　アンシャンテ滝村　203号室、前住所名古屋市熱田区青池町２丁目62番地　ハイツ林304号
破産者　髙橋　雄一
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２５号
京都市南区吉祥院里ノ内町81番地の１
破産者　秋山　実也
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係